

ハリウッド大学院大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

ハリウッド大学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、ハリウッド大学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学のビューティビジネスに関する個性・特色を反映させた使命・目的を学則第1条に、教育目的・人材育成目標を第3条に定めている。意味・内容は具体的で明確であり、簡潔に文章化されている。使命・目的及び教育目的は役員、教職員の理解と支持を得ており、学内外への周知を行っている。平成25(2013)年度から平成29(2017)年度を期間とする「学校法人メイ・ウシヤマ学園中期計画」及び三つのポリシー(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)は使命・目的及び教育目的を反映させて策定されている。また、実務と研究を融合した専門職教育を実現するために使命・目的及び教育目的と教育研究組織との整合性を図っている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーを明確に定め、学内外に周知し、入学定員に沿った学生受入れ数維持の努力を行っている。教育課程の編成・実施方針は教育目的を踏まえて明確である。授業では理論的理解の支援と企業の事例研究を行い、最終的な学修成果とする「プロジェクト成果報告」につなげている。欠席の多い学生に対して事務局が声を掛ける等を含めて、教員と助手・専任職員が協働して学修及び授業の支援を行っている。単位認定及び修了要件の基本事項を学則に定め、学生便覧に明記している。インターンシップをスチューデントサロン及びハリウッドグループのサロンにおいて実施している。授業評価アンケートの結果から自己点検・評価及び改善を行い、学生には改善策を掲示し告知している。大学独自の学修支援制度として学費減免対応及び寮費補助がある。教育目的及び教育課程に即した教員を公募等で確保し、研究職と専門職の教員を配置している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

理事は「学校法人メイ・ウシヤマ学園寄附行為」第7条に従い選任されている。大学の意思決定を行うための組織として、経営委員会、教授会、各種委員会を設置している。学長がリーダーシップを発揮できる体制として、学長を補佐する研究科長、専攻長及び法人事務局長を置いている。各部門間のコミュニケーションと意思決定は、学長が理事長を兼ね、教授会構成員の約半数が理事または評議員であり、専任教員のほぼ全員が各種委員会の委員長であることからおのずと円滑である。また、稟議(りんぎ)制度によってボトムアップも図られている。「事務組織規程」により事務組織及び事務分掌が定められ、職員の資質・能力向上のため、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)合同研修会、セミナー等を開催している。中期計画に基づいた財務運営により大学院経費の適切化を図

っている。経理規程により学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っている。また、公認会計士や監事による会計監査の体制を整えている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

平成 25(2013)年度からは、「評価委員会規程」により評価委員会と FD・SD 委員会で自己点検・評価を実施し、その結果を教職員が学内で共有できるようにするとともにホームページでも公表している。状況把握のための調査・データの収集と分析も定期的に行っている。また、指摘事項については評価委員会・経営委員会で改善に向けた事業計画を策定し、各委員会が PDCA サイクルの仕組みを活用して計画を実施している。

総じて、大学は、外面の美しさだけでなく、精神美から環境美を含めた六つの美を総合したトータルビューティ「美の哲学」の追求・実践を通して、ビューティビジネスの高度な技術と経営能力を兼備した経営者・管理者・指導者を育成しているなど、理念に基づいて、大学としての個性が打出されている点は評価できる。一方、今後の更なる発展のために、大学運営及び教育・研究活動において、組織をより機能させるマネジメント力の発揮が望まれる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

法人の寄附行為第 3 条に基づき、大学の学則第 1 条に使命・目的を、「ビューティビジネスに関する学理及び応用を教授研究し、高度な専門職としての資質と専門的能力を培い、広く国際的視野に立って、社会の発展に貢献する有為なる人材を養成することを目的とする」と定め、第 3 条にビューティビジネス研究科の教育目的・人材育成目標を、「広い視野に立って精深な学識を授け、ビューティビジネスに造詣の深い、高度な専門職を担うための卓越した能力を培った経営者・管理者・指導者を育成する」と定めている。

大学の使命・目的及び教育目的の意味・内容は具体的で明確であり、簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的に、「美の哲学」（健康や精神の内面美を含むトータルビューティ）を追求するという個性・特色を反映させ、明示している。

大学は、学校教育法第 83 条及び専門職大学院設置基準に照らして適切な使命・目的及び教育目的を掲げている。

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しを行い、これからの社会の変化に応じていくために「学校法人メイ・ウシヤマ学園中期計画」に則して年度計画を策定し、人材養成を推進している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的について、策定及び改定においては理事会の承認を、学則の変更は教授会と理事会の承認を必要としていることから、役員、教職員の理解と支持を得ている。

使命・目的及び教育目的の学内への周知は、大学教職員に対しては毎週月曜日の朝礼で、学生に対しては新学期のオリエンテーション、学生便覧、キャリア関連科目の講義の一環で、学外へは大学案内、募集要項、ホームページに明示し、周知に努めている。

使命・目的及び教育目的を、「学校法人メイ・ウシヤマ学園中期計画」及び三つのポリシーに反映させている。

使命・目的及び教育目的と実務と、研究を融合した教育研究組織は整合性を保っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学の使命・目的及び教育目標に基づいて明確化され、大学案内、募集要項、ホームページ等に明記し、入試説明会等で説明が行われるなど、学内外に周知されている。

入学者に対しては面接を行い、アドミッションポリシーに沿った学生を受入れるよう工夫している。また、入学志願者には「研究計画書」の提出を求め、意欲と資質の把握に努めている。

収容定員を満たしており、学生受入れ数は適切なものになっている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育課程の編成・実施方針は教育目的・人材育成目標に基づいて設定されており、これに従って理論と実践の有機的結合による産学協同型のカリキュラム編成が行われている。

多くの実務家をゲスト講師として招き、学生の実践的な理解をサポートしている。サロン、化粧品工場など実際に現場を見学する機会を設けて企業の事例研究を行っている。最終的な学修成果となる「プロジェクト成果報告」では、学生一人に研究者教員と実務家教員が担当して指導を行っている。

授業改善のために、教員が授業を参観し、感想をフィードバックする制度を実施している。

2-3 学修及び授業の支援

- 2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

助手・専任職員が専任教員と協働して、授業準備や学生指導などの学修支援及び授業支援を行っている。

教員は、学生の効率的な科目履修を実現させるために学生一人ひとりの履修指導を行い、オフィスアワーを設け、学生に周知をしている。

国際交流担当教員と職員が外国人留学生に対して日本語の指導や入国管理局の手続き等、修学や生活に対する支援を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定及び修了要件の基本事項については、学則に定められている。単位認定及び成績評価方法については学生便覧で周知されている。単位制度の実質を保ちながら「プロジェクト成果報告」に学生が集中できるように1年間の履修登録単位数の上限を26単位に設定している。成績評価については、教授会で科目間の最終調整を行っており、厳正に行われている。

学修の集大成である「プロジェクト成果報告」は、原則として2人以上から成る指導教員と1人以上の評価員が指導を担い、教授会で審議して評価を行い、厳正な審査を行っている。

【参考意見】

○「S・A・B・C・D」の評価の基準について、学生便覧には評点を含めて明文化しているが、学則にも評点（成績評価基準）を含めて明文化することが望まれる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

専門学校高度専門課程の学生のためのスチューデントサロン及びハリウッドグループの

サロンにおいて、インターンシップを実施している。キャリアカウンセラーの資格を持つ教員4人を配置する生涯キャリア開発センターによりキャリア支援体制が整備されている。そこでは、外国人留学生の就職・進学支援のために、国際交流センターと連携をとっている。

学生の希望する進路に応じて必要となるキャリア形成教育を行う科目を「キャリア形成科目」として開講しているほか、業界理解を深めるための科目も開講している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

授業評価アンケートの結果から各教員は自己点検・評価及び改善を行い、年度末の「教育研究等『実績』」の報告書として提出し、その報告書と年度初めに提出した「教育研究等『計画』」とを合わせて冊子に印刷・保存し、各教員が自由に閲覧できるようにしている。

授業評価アンケートの集計結果・自由記述結果の反映方法を FD・SD 委員会で検討し、学生からの要望については各教員が留意できるよう一覧表を作成し配付している。加えて、授業評価アンケートの結果に対応した改善策を講義室に掲示し、学生に告知している。また、過去の全ての「教育研究等『計画』」と『実績』」報告書のデータをホームページで公開している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生委員会、生涯キャリア開発センター及び大学院事務局では学生が充実した学生生活を送ることができるように、学修や進路だけではなくその他の諸問題について相談ができる体制を整えている。

大学独自の学費支援制度として「ハリーウシヤマ奨学金」(学費減免貸与)及び「ジェニーウシヤマ奨学金」(寮費補助)があり、他の各種奨学金とともに、学生の経済支援に役立っている。

外国人留学生が抱える問題は、教職員が国際交流センターと連携して対応している。また、外国人留学生に対して、日本の環境への適応や学力向上のサポートをしている。

懇親会形式の意見交換会で学生の意見や要望を把握し、学生委員会等を通して分析し、検討結果を学生対応に生かしている。

【参考意見】

○学生相談室及び保健室は、学生が利用する研究室の一角に設置されているため、プライバシーが確保される設置場所や学生の心身の健康に配慮できる空間づくりが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的を実現するために、経営系と技術系のそれぞれに基礎科目及び発展科目を置き、両系の四つの科目群から成る教育課程を編成し、研究歴豊富な「研究職」の教員 6 人と実務経験豊かな「専門職」の教員 8 人をそれぞれの専門分野を十分に配慮して配置している。また、教育目的及び教育課程に即した教員を確保するために、公募とともに各研究機関・業界団体等から情報収集し候補者を選抜している。

教員の昇任には、「大学教員選考規程」の第 6 条（教員の資格審査基準）を改正し、より明確化された基準により決定している。

授業評価アンケートの結果及び要望はフィードバックされ、各教員はそれに基づき教育の改善を図っている。

また、ビューティビジネスの専門家に必要な教養を育むため、ビューティ基礎科目群を設定している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地・校舎は教育環境として整備され教育研究に有効に活用されている。また、学生研究室には、パソコン、印刷機、コピー機が設置され、無線 LAN 環境も整備されている。図書・資料は系統的に整備を行い、データベースの整備を順次遂行している。

授業を行う学生数は履修登録の最も多い必修科目で 20 人前後であり、また美容実習を伴う科目についても履修登録者は 10 人以下であることから、授業を行う上で支障はなく、効果的な授業が展開されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

「学校法人メイ・ウシヤマ学園寄附行為」第 3 条及び「ハリウッド大学院大学学則」第 1 条に記されているとおり、教育基本法及び学校教育法に従い、大学設置基準や私立学校法をはじめとする設置・運営に関する法令の遵守に努め大学の運営を行っている。

平成 25(2013)年度から平成 29(2017)年度の学校法人の中期計画が策定され、使命・目的の実現へ向けての体制が整えられている。

東京都港区の六本木ヒルズの一角に位置する大学校舎は、環境保全、安全への配慮が十分なされている。

財務情報及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報は、大学ホームページで公表されている。

【参考意見】

○安全への配慮として、危機管理に関するマニュアルの整備が望まれる。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、法人の最高意思決定機関として位置付けられ、予算、決算、事業計画、重要な規定の改廃など重要事項の審議・決定を行っている。平成 25(2013)年度には 7 回の理事会が開催され、理事の出席状況も良好である。

理事は、「学校法人メイ・ウシヤマ学園寄附行為」第 7 条に従い選任され、使命・目的の達成に向けて適切に意思決定できる体制を整備している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長、研究科長、専攻長及び法人事務局長を構成員とし、大学の事業計画立案、教育研究に関する重要事項等の協議を行い教授会に諮る経営委員会、教育及び研究に関する事項をはじめとする重要 13 項目を審議する教授会、その下部組織として各種委員会を設置するなど大学の意思決定を行うための組織を整備している。

学長を補佐する体制として、研究科長、専攻長及び法人事務局長を置き、学長が大学の意思決定と業務執行における適切なリーダーシップを発揮できる体制を確立している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長が理事長を兼ね、理事会には大学関係者 4 人が構成員として参画、評議員会の構成員の約半数が大学関係者であり、また、教授会構成員の約半数が理事又は評議員である。

各種委員会の委員長には専任教員のほぼ全員が任ぜられている。このため、法人及び大学の各管理運営機関や各部門間のコミュニケーションが図られ、意思決定が円滑に行われているとともに、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能が発揮できる体制を整えている。

職員からは、稟議制度によって意思表示及び上位決裁を求める体制があり、ボトムアップも図られている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務分掌規定により職務分掌と責任の明確化がなされ、「事務組織規程」により大学の事務処理に必要な事務組織及び事務分掌が定められ、業務の組織的・能率的な運営が図られている。

職員の資質・能力向上のため、理事長主催の研修会、FD・SD 委員会主催の FD・SD 合同研修会、大学主催のエクステンションスクール、学外のセミナーや研修会等の研修の機会を用意している。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度の中期計画を策定し、適切な財務運営確立の基礎となる目標として入学定員確保、公募型資金の確保、委託研究推進、受配者指定寄附推進などを掲げ、大学経費の適正化を図っている。

一方、大学単体では、平成 25(2013)年度の消費収支比率は大幅に収入を上回る支出となっているが、この収支差額は、学校法人の支援を得て安定した財務基盤となっている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施
- 3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

「学校法人メイ・ウシヤマ学園経理規程」によって経理に関する基準を定め、経理事務の正確かつ迅速な処理を図るとともに学校法人会計基準に準拠した内容で適正な会計処理を行っている。

また、財務担当理事の指揮のもとで行われた会計業務は、公認会計士による監査や監事による業務・会計監査を実施する体制を整え、適切に行われている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「評価委員会規程」によって大学の使命・目的に基づいた教育目標を達成しているかどうかを、各専任教員に対して教育研究等の計画と実績について自己点検資料（報告書）の作成・提出を毎年度求めるなど、自主的・自律的に自己点検・評価を実施している。また、この報告書はホームページに掲載することによって教員全員に公開している。

平成 25(2013)年度から自己点検・FD 委員会を評価委員会と FD・SD 委員会に分割して、自己点検・評価を体系的に毎年度実施できるよう体制を整備し、適切に実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 25(2013)年度より日本高等教育評価機構の基準に準拠した自己点検・評価を実施することを決定し、評価委員会が中核となり各種委員会で自己点検・評価を行っている。

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析は定期的に行われており、エビデンスは事務局に集約されて大学用のサーバーに分類・整備され、データベースとして蓄積

されて教職員のアクセス可能な共有システムに置いている。

自己点検・評価結果は、教職員がアクセス可能な大学サーバーに置かれ、また印刷物として学内で共有している。社会にはホームページの「情報公開」の欄に掲載し公表している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

各種委員会は策定・承認された担当基準項目に従って自己点検・評価を実施している。その結果は、評価委員会によって評価された後、全体をまとめた自己点検・評価報告書が作成されている。

指摘事項については、評価委員会・経営委員会で改善に向けた事業計画が策定され、それを各委員会が分担して取組む体制となっている。

また、大学の中期計画に基づいた年度ごとの事業計画についても同様に実施され、PDCA サイクルの仕組みを確立し機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

【概評】

ビューティビジネス業界従事者の社会的、経済的評価の向上を図るために、ビューティビジネスに携わる経営者・管理者・指導者・教育者の育成と再教育によって社会貢献を行うことを目指している。そのために、学会活動、地域公開講座の開講、地方自治体・教育界などの外部団体の活動に積極的に関わり成果を挙げている。

サービス産業の有識者、著名人、企業家、サロンオーナー、美容家などを講師として迎え定期的に開催するエクステンションスクールには、毎回 150 人ほどの参加者があり、地域や業界から評価されている。

文部科学省から「平成 24(2012)年度成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」を受託し、産学官連携コンソーシアムを組織し、美容専門学校の学修成果の国際的通用性を確保する教育フレームワーク構築を行った。

国際交流センターを開設して、法人の留学生にとどまらず外国人留学生活動「AYNJ」

(ASEAN Youth Network in Japan)や「VYSA」(Vietnamese Youth and Student Association in Japan)への支援を積極的に実施している。

大学は、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を行っており、それにより大学の使命・目的及び教育目的・人材育成目標の達成をさまざまな面から図っている。

基準B. 国際交流

B-1 外国人留学生支援及び海外教育機関等との交流

B-1-① 外国人留学生支援

B-1-② 修了外国人留学生の活躍とフォローアップ

B-1-③ 海外教育機関等との交流

【概評】

FD 活動の一環として、外国人留学生の特質を理解し教育効果を高めるために、外国出身の教員が中国、台湾、韓国の文化、国民性、教育指導上における留意点を大学教員向けに講義している。また、日本国内での就職を希望する外国人留学生に対し、就職活動のための「特定活動」「在留資格変更」等について、定期的に勉強会を開催している。提携している中国、台湾、韓国等の関係協会、教育機関からの求人情報の提供や説明会も実施している。

修了した外国人留学生を定期的に客員講師として招き、在籍している外国人留学生に、それぞれの国のビューティビジネスの状況や動向を紹介する機会を設けている。また、中国、香港、台湾、韓国、ベトナムなどの国や地域に「連絡事務所」を設立し、留学生の募集から修了生の就職までフォローアップのできる体制を作っている。

4か国・地域に18校の海外提携校、8か国・地域に40以上の海外研修実施校・機関、4か国・地域に7か所の海外現地連絡事務所からなる海外ネットワークを構築しており、海外研修、インターンシップ、公開講座、行事などの実施と教員研修も行っている。